

お客さま各位

## 手形・小切手の全面的な電子化の取組について

平素は、当組合をご利用いただき誠にありがとうございます。

産業界・金融界では、政府の示す「約束手形・小切手の利用廃止」の方針に沿い、2026年度末までの手形・小切手の全面的な電子化への取組を行っています。

こうした環境を踏まえ、当組合におきましても、手形・小切手の電子化に向けた取組として下記の対応を実施いたしますのでお知らせいたします。

1. 2027年4月以降が期日の手形・小切手の代金取立受付停止

受付終了日：2026年9月30日（水）

2027年4月1日（木）以降を支払期日とする手形・小切手等の代金取立の受付を終了します。

2. 手形帳・小切手帳の発行終了

受付終了日：2026年3月31日（火）

手形小切手帳の発行受付を終了します。

3. 当座勘定規定の改定（※）による払戻請求書を用いた当座口座からの払戻開始

払戻開始予定日：2026年4月1日（水） 予定

当座預金口座より払戻が必要な場合は、当組合所定の払戻請求書に届出印を押印し、記名して払戻可能です。

※電子化に向けた当座勘定規定改定後、ご利用のお客さまには改めて新規定を送付いたします。

4. 代替サービスの利用

代替サービス：「でんさいネットサービス」、「インターネットバンキング」

当組合では、手形小切手をご利用中のお客さまへ、でんさいネットサービスやインターネットバンキングからの振込といった、電子的決済手段への移行をご案内しております。この機会にご検討いただきますよう、お願い申し上げます。

尚、電子化に向けた取組のなかで、当座預金口座が不要のお客さまはこの機会に解約の検討をお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、お取引店舗または営業担当者までお問合せ下さい。

以 上